

「母が死ぬのを待てと言うのか」

認知症の人の金融資産凍結相次ぐ

トラブルになるケースが相次いでいる。介護費などに充てられず、親族が借金に追いつかれることもある。金融庁が業界に改善を求めているが、対応は道半ばだ。

介護費などに使えず

「まるで死ぬのを待てと
言わんばかり。いまのうち
に母にしてあけた」ととも
にあるのに……」

福島県に住む自営業の女性(48)は3月、証券会社の担当者の電話でしの言葉に困惑した。70代の母が持っていた投資信託を解約しようとして、断られたからだ。認知症が進行した母は4年前の2017年5月に、病院に入院。父親は亡くなり、身寄りは女性だけだった。母に預金はほほなかつたが、投資信託だけは持っていた。運用収益が毎月振り込まれ、「老後の生活費の足し」と購入する高齢者が多い商品だ。

母の介護でお金が必要だつた女性が解約を申し出る

と、担当者は「本人の意思が確認できれば」と言った。でも電話の受話器渡した母親は笑うだけ。認知症が進行し、受け答えができない状態だった。

民法では意思能力のない状態での取引は「無効」とされる。このため金融機関は、顧客が認知症と知れば、口座を凍結して取引を停止することが多い。

女性はお金をするしかなかった。別の親族の看病のため、母親をショートステイに預けた費用負担が重荷となり、手もとのお金は底をつきてつあった。

いぐる会社に頼んでも、投信は凍結されたまま。母が元気だった頃に届いた通知では残高は約400万円

認知症の人の金融資産が凍結されてしまい、親族と金融機関がトラブルになるケースが相次いでいる。介護費などに充てられず、親族が借金に追いつかれることもある。金融庁が業界に改善を求めているが、対応は道半ばだ。

施設に入居する母親の口座が凍結されてしまう男性(63)。同じ投資信託には認知症になった時のリスクは明記されていない=横浜市

だったが、いまの状況はわからない。証券会社の担当者は「親の契約を止めなかつたことを悔やむ人もいる。自身の財産になりますよ」と言つたといふ。「お母様が亡くなられた場合、相続でどう

かならない。母親は投資銀行の無職男性(63)の母(92)は16年5月、埼玉県内の介護施設に入所。その後、父親が「ぐなり、遺言書を管理する大手信託銀行が相続の手続きを担つ

た。結果、母親は投信商品を計700万円購入。この時すでに認知症と診断されていた。

4年後、信託銀行とのやりとりのなかで、母は認知

症だと話す機会があつた。遺産整理が一段落したこ

と、銀行側は態度を一変、「取引停止を検討す

る」と伝えできた。認知症を行なった「勧誘は適切

が知ったのは、このときが初めてだった。

信託銀行は取材に「母親

が当時認知症だと認識していなかつた」「勧誘は適切に行なわれた」と説明。男性

は「認知症の場合凍結されると知つていれば契約させなかつた」と話している。

信託銀行は取材に「母親

が、認知症だと認識していなかつた」と話している。

信託銀行は取材に「母親

が、認知症だと認識し

する」と銀行側は態度を一

変、「取引停止を検討す

る」と伝えできた。認知症

を行なった「勧誘は適切

が知つたのは、このときが

初めてだった。

信託銀行は取材に「母親

が、認知症だと認識し

する」と銀行側は態度を一

変、「取引停止を検討す